

一般財団法人福岡県交通安全協会一般事業主行動計画

1 はじめに

福岡県交通安全協会は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた労働条件の整備に取り組み、一般事業主としての責任に相応しい行動計画を策定し、誰もが安心して働き続けられる雇用環境作りを目指すこととする。

2 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

3 取組み内容

(1) 子育てを行う職員に対する仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備

ア 妊娠中及び出産前後の職員に対して、就業規則に規定する

- 産前産後の休暇
- 通院休暇
- 育児時間
- 子の看護休暇

制度の周知と積極的な取得勧奨を図る。

イ 子どもの出生時における男性職員に対する配慮

子どもが生まれて父親となる職員についても、「父親の育児休業」の取得を勧奨する。

ウ 育児休業及び育児短時間勤務制度の周知徹底

育児休業、育児短時間勤務、所定外労働の免除、時間外労働の制限などの処遇について、職員への周知を図る。

(2) 年次休暇の取得の促進

子どもとのふれあいによる健やかな育成に資するため、

- 子どもの春休み、夏休み、冬休み
- 子どもの入学式、卒業式、授業参観、運動会などの学校行事やPTA活動
- 家族の誕生日、結婚記念日

などにおける年次休暇の取得活用を促進する。

(3) 夏期年次休暇、盆期間の職務免除制度の実施

6月から9月までの4か月間において、夏期年次休暇（8日）、盆期間の職務免除（1日）を実施し、休暇の計画的取得を推進する。

(4) 育児・介護休業規程を盛り込んだ就業規則の周知徹底

職員に対し、育児・介護休業規程を盛り込んだ就業規則の内容の周知徹底を図る。